

吸収合併に係る事前開示書面

2024年8月21日

中山福株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条)

2024年8月21日

大阪市中央区島之内一丁目2番9号
中山福株式会社
代表取締役 橋本謹也

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ENICYを吸収合併消滅会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条の定めに伴い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価及びその割当ての相当性に関する事項

本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、本合併に際し、合併対価の交付はありません。したがって該当事項はありません。

3. 新株予約権の承継の相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終の事業年度にかかる計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終の事業年度にかかる計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終の事業年度末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 最終の事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

現在、債務超過となっておりますが、本合併に先立ち、当社が吸収合併消滅会社に対して有する債権を一部放棄することにより、債務超過を解消した後に本合併を行う予定です。

5. 吸収合併存続会社において最終の事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みはあると判断しております。なお、本合併に先立ち、当社は、吸収合併消滅会社に対して有する債権の一部を放棄し、吸収合併消滅会社の債務超過の状態を解消する予定であります。かかる債権放棄は当社の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

中山福株式会社（住所：大阪府中央区島之内一丁目22番9号、以下「甲」という。）と株式会社ENICY（住所：東京都中央区日本橋富沢町12番20号日本橋T&D・Bldg. 3階、以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

（新株の割当）

第2条 乙の株式総数200株は全株甲の所有に属するため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

（合併承認総会）

第4条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約の株主総会の承認を得ないで合併する。但し、

- ② 甲は、乙の甲に対する債務を免除して、効力発生日までに乙の債務超過を解消し、簡易・略式合併の要件を満たすものとする。

（効力発生日）

第5条 合併が効力を発生する日を令和6年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（引き継ぎ）

第6条 乙は、その作成による令和6年3月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。

- ② 乙は、令和6年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（従業員）

第8条 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

（解散費用）

第9条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更等）

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動が生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（規定外条項）

第11条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

令和6年7月31日

大阪府中央区島之内一丁目22番9号

（甲）中山福株式会社

代表取締役 橋本 謹也



東京都中央区日本橋富沢町12番20号

日本橋T&D・Bldg. 3階

（乙）株式会社ENICY

代表取締役 橋本 謹也



決 算 報 告 書

第 36 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

株式会社ENICY

東京都中央区日本橋富沢町12-20

貸借対照表

令和 6年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部

I 流 動 資 産		
現金・預金	96,190,876	
売掛金	25,498,312	
商品	37,184,448	
前払費用	<u>1,156,069</u>	
流動資産合計		160,029,705
II 固 定 資 産		
1 有 形 固 定 資 産		
附帯設備	1,357,550	
工具器具備品	4,703,080	
減価償却累計額（付帯設備）	△1,357,550	
減価償却累計額（工具器具）	<u>△4,703,080</u>	
有形固定資産合計		0
2 無 形 固 定 資 産		
電話加入権	<u>72,800</u>	
無形固定資産合計		72,800
3 投 資 そ の 他 の 資 産		
保証金	<u>3,785,760</u>	
投資その他の資産合計	<u>3,785,760</u>	
固定資産合計		<u>3,858,560</u>
資産合計		<u><u>163,888,265</u></u>

負 債 の 部

I 流 動 負 債		
買掛金	14,741,929	
短期借入金	120,000,000	
未払金	25,491,903	
未払法人税等	69,900	
未払費用	6,339	
預り金	351,502	
賞与引当金	2,376,000	
一年内返済長期	19,234,000	
未払消費税	<u>3,885,700</u>	
流動負債合計		<u>186,157,273</u>
負債合計		186,157,273

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

1 資 本 金	<u>10,000,000</u>	10,000,000
2 利 益 剰 余 金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	<u>△32,269,008</u>	
利益剰余金合計		<u>△32,269,008</u>
株主資本合計		<u>△22,269,008</u>
純資産合計		<u>△22,269,008</u>
負債・純資産合計		<u><u>163,888,265</u></u>

損 益 計 算 書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

(単位：円)

I 売	上	高							
	売	上	高						
	売	上	高						
	上	値	引	戻	り	高			
							509,442,119		
							15,039,039	494,403,080	
II 売	上	原	価						
	期	首	商	品	棚	卸	高		
							99,244,182		
	国	内	仕	入	高				
							250,149,147		
	合					計	349,393,329		
	期	末	商	品	棚	卸	高		
							37,212,541		
	他	勘	定	へ	振	替	22,000		
	商	品	評	価	損		29,929,811	282,228,977	
								212,174,103	
						売	上	総	利
									益
III 販売費及び一般管理費									
	役	員	報	酬			3,600,000		
	給	与	手	当			40,602,746		
	賞	与	引	当	金	繰	5,161,000		
	法	定	福	利	費		7,493,153		
	福	利	厚	生	費		276,457		
	教	育	研	修	費		4,000		
	広	告	宣	伝	費		6,598,283		
	運				賃		79,985,666		
	通				信	費	852,296		
	交				通	費	117,597		
	水	道	光	熱	費		719,252		
	租	税	公	課			133,400		
	接	待	交	際	費		135,245		
	消	耗	品	費			1,812,935		
	賃		借	料			23,807,080		
	修		繕	費			1,947,273		
	保		険	料			687,466		
	支	払	手	数	料		28,538,435		
	販	売	手	数	料		35,148,204		
	業	務	委	託	費		16,200,000		
	減	価	償	却	費		36,709		
	リ	ー	ス	料			1,389,205		
	諸		会	費			17,917		
	国	内	出	張	旅	費	103,122		
	会	議	商	談	費		80,358		
	荷	造	包	装	費		26,062,535		

	雜		費	140,735	
	販	売	進	△23,973,396	<u>257,677,673</u>
		營	業		45,503,570
IV	業	外	損		
	受	取	息	450	
	雜	収	入	<u>29,982</u>	30,432
V	業	外	用		
	借	入	息	<u>397,150</u>	<u>397,150</u>
		經	常		45,870,288
VI	特	別	損		
	減	損	失	<u>1,064,591</u>	<u>1,064,591</u>
		税	引		46,934,879
		法	人		<u>69,900</u>
		當	期		<u><u>47,004,779</u></u>

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日 (単位：円)

	株主資本									純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						利益剰余金合計
						任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000,000						14,735,771	14,735,771		24,735,771	24,735,771	
当期変動額												
当期純損失							47,004,779	47,004,779		47,004,779	47,004,779	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△47,004,779	△47,004,779	-	△47,004,779	△47,004,779	
当期末残高	10,000,000						△32,269,008	△32,269,008		△22,269,008	△22,269,008	

個 別 注 記 表

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

・・・総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

② 有形固定資産

定率法

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

③ 無形固定資産

定額法

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しています。

(3) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

当期末株式数（発行済普通株式）

200株